

令和2年度分 市民税・県民税申告の手引き 豊橋市

この申告は、あなたの昨年中（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）の所得について申告していただくもので、市民税・県民税額を算出する基礎となります。また、国民健康保険税、介護保険料、福祉年金等の算定基準にもなりますので、所得のなかった方も期限（**3月16日**）までにご提出ください。
申告されませんと、公営住宅、各種手当、高校授業料の軽減、保育園、融資などに必要な所得証明書等の発行および個人番号（マイナンバー）による情報連携ができませんので、ご注意ください。

◎あなたの市民税・県民税の申告は？

令和2年1月1日現在豊橋市に居住している人

- 昨年中に所得があった人** → 申告書の表面・裏面に記入してください
 主に次のような場合です。
 (1) 給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（2ページ参照）を追加する場合
 (2) 昨年中に退職した等、年末調整が済んでいない場合
 (3) 給与所得や公的年金等に係る所得以外の所得（営業等・農業・不動産・利子・配当など）の合計額が20万円以下の場合
 ★所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
- 非課税所得があった人** → 申告書の表面左下該当箇所に記入してください
 非課税所得（雇用保険・障害年金・遺族年金等）を受給されていた方は、その内訳もご記入ください。
- 昨年中に所得がなかった人** → 申告書の裏面右下該当箇所に記入してください
 1. 扶養されている人…所得証明が必要な方は申告してください。
 2. 無職の人…国民健康保険税・児童扶養手当等で必要となりますので申告してください。
- ① 税務署で確定申告をする人**
② 勤務先から給与支払報告書が市役所に提出され、その他に所得がない人 → 市民税・県民税の申告書を提出した事になりますので、申告書の提出は不要です
 *上場株式等の配当や譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式(申告不要制度等)を選択する場合は、確定申告書とは別に、市民税・県民税税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税申告書の提出が必要です。

◎所得金額

事業	① 営業等	卸売業、小売業、飲食業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得です。（別紙の収支内訳書添付）
	② 農業	農作物、果樹、酪農、家畜飼育等、生産育成などの事業から生ずる所得です。（別紙の収支内訳書添付）
③	不動産	地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金、船舶航空機の貸付料などの所得です。（別紙の収支内訳書添付）
④	利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の分配金などの所得です。ただし、所得税で源泉徴収されたものを除きます。
⑤	配当	株式配当、出資配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益分配などの所得です。（配当の支払通知書の添付等）
⑦ 雑	公的年金等	恩給（一時恩給を除く）、厚生年金・国民年金等の老齢年金、企業年金などの所得です。ただし、傷病者の恩給、障害年金、遺族年金などは非課税所得ですので、該当箇所へ記入してください。（公的年金等の源泉徴収票の添付等）
	その他	個人年金、作家以外の人のお稿料、印税、講演料、放送謝金、非営業の貸金利子など他の所得にあてはまらない所得です。（支払証明書等の添付等）
⑧	総合譲渡	土地、建物など分離課税を適用した資産以外の車両、船舶、機械、漁業権、特許権、著作権などの譲渡による所得です。取得の日から譲渡の日まで保有期間が5年以下のものは短期、5年を超えるものは長期となります。長期は2分の1が課税対象です。（特別控除限度額50万円）
	一時	法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞当選品、競馬等の払戻金、生命保険契約等に基づく一時金および満期返戻金など一時的な所得です。2分の1が課税対象です。（特別控除限度額50万円）

*分離所得については、分離課税用の申告書が必要です。

◎給与と所得の計算表

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額
651,000円未満	0円
651,000円以上 1,619,000円未満	(A) - 650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
※1,628,000円以上 1,800,000円未満	(A) × 60%
※1,800,000円以上 3,600,000円未満	(A) × 70% - 180,000円
※3,600,000円以上 6,600,000円未満	(A) × 80% - 540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	(A) × 90% - 1,200,000円
10,000,000円以上	(A) - 2,200,000円

(注) 上の表のうち、※印の欄については、次の算式により計算した金額を収入金額としてください。
 収入金額 ÷ 4,000 (小数点以下第1位切捨て) × 4,000
 また、給与所得者の特定支出控除制度については、市民税課へおたずねください。

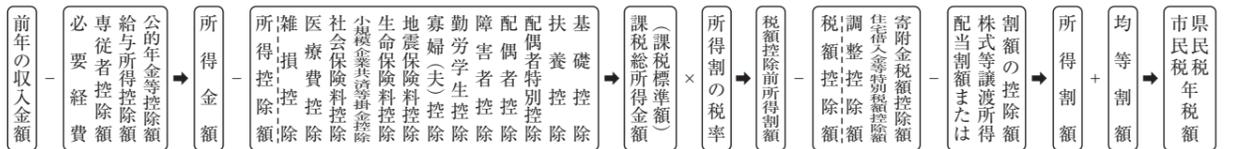
◎公的年金等所得の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額
65歳未満の人 (昭和30年1月2日以後に生まれた人)	70万円以下	0円
	70万円超 130万円未満	(A) - 700,000円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 375,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 785,000円
	770万円以上	(A) × 95% - 1,555,000円
65歳以上の人 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)	120万円以下	0円
	120万円超 330万円未満	(A) - 1,200,000円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 375,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 785,000円
	770万円以上	(A) × 95% - 1,555,000円

◎税率

- (1) 所得割 市民税 6% 県民税 4%
- (2) 均等割 市民税 3,500円 県民税 2,000円

◎税額の計算方法



*地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算することになります。

◎申告書の郵送先および問い合わせ先

市民税・県民税の申告書を郵送される場合は、必要事項をご記入のうえ、内容の確認できる資料（源泉徴収票・証明書等）を添付書類台紙に貼り付けてお送りください。
 この手引きは一般的な事例が説明してあります。くわしくは、市役所市民税課へおたずねください。

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 **豊橋市役所 市民税課** 電話 (0532) 51-2200~2207

◎調整控除

税源移譲に伴い生ずる所得税と市民税・県民税の人的控除額の差(*)による負担増を調整するため、下表の調整控除の金額が所得割額から控除されます。

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下	① 人的控除額の差(*)の合計金額
	② 市民税・県民税の合計課税所得金額
	①と②のいずれか少ない額 × 5%
200万円超	① 人的控除額の差(*)の合計金額 - (市民税・県民税の合計課税所得金額 - 200万円) × 5%
	② 2,500円
	①と②のいずれか大きい額

(*) 人的控除額の差 単位(万円)

区分	差額	
障害者控除額 (1人につき)	10	
特別障害者控除額	22	
同居特別障害者控除額	5	
特別寡婦・寡夫控除額	1	
勤労学生控除額	1	
配偶者控除額	あなたの合計所得金額が900万円以下	5
	配偶者 (70歳以上)	10
	あなたの合計所得金額が900万円超950万円以下	4
	配偶者 (70歳以上)	6
	あなたの合計所得金額が950万円超1,000万円以下	2
配偶者特別控除額	あなたの合計所得金額が900万円以下	3
	配偶者の合計所得金額が38万円超40万円未満	5
	配偶者の合計所得金額が40万円以上45万円未満	3
	あなたの合計所得金額が900万円超950万円以下	4
	配偶者の合計所得金額が38万円超40万円未満	2
扶養控除額 (1人につき)	あなたの合計所得金額が40万円以上45万円未満	2
	あなたの合計所得金額が950万円超1,000万円以下	1
	一般扶養 (16歳未満の人は含まれません)	5
	特定扶養 (19歳以上23歳未満の人)	18
	老人扶養 (70歳以上)	10
基礎控除額	13	
	5	

◎市民税・県民税の申告について

- **市民税・県民税の申告**
 (地方税法第45条の2、第317条の2、豊橋市市税条例第27条の2)
 上記の「申告書を提出した事になります」以外に該当する方は、所得や各種控除、市民税・県民税の賦課徴収について必要な事項を記載した申告書を賦課期日現在（令和2年1月1日）における住所地の市町村長に提出しなければならない。
- **市民税の申告に関する注意事項**
 (地方税法第317条の5、豊橋市市税条例第27条の4)
 市民税の納税義務者が地方税法第317条の2や豊橋市市税条例第27条の2第1項若しくは第2項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

◎申告の受付場所 (公会堂もしくは最寄りの出張受付会場をご利用ください。)

1. 豊橋市公会堂1階 (受付期間: 2月17日(月)~3月16日(月)(土日祝除く) 受付時間: 午前9時~午後4時)
2. 下記の出張受付会場 (受付期間: 下記の通り 受付時間: 午前9時30分~正午、午後1時~3時30分)

月日	2月19日(水)	2月20日(木)	2月21日(金)	2月25日(火)	2月26日(水)
会場	・アイプラザ豊橋 (2階小ホール)	・アイプラザ豊橋 (2階小ホール)	・アイプラザ豊橋 (2階小ホール) ・大崎校区市民館	・東部地区市民館 ・天伯校区市民館	・野依校区市民館 ・杉山地区市民館 ・谷川校区市民館
月日	2月27日(木)	2月28日(金)	3月2日(月)	3月3日(火)	3月4日(水)
会場	・岩田運動公園 (豊橋市体育協会) ・五並地区市民館	・二川校区市民館 ・老津校区市民館	・石巻校区市民館 ・西郷校区市民館(午前のみ) ・二川南校区市民館	・大清水地域福祉センター	・高豊地区市民館 ・東陽地区市民館
月日	3月5日(木)	3月6日(金)	3月9日(月)	3月10日(火)	3月11日(水)
会場	・東陵地区市民館	・前芝校区市民館 ・牟呂地域福祉センター※	・賀茂校区市民館(午前のみ) ・嵩山校区市民館(午前のみ) ・幸校区市民館	・本郷地区市民館 ・石巻地区市民館	・中央図書館 (3階集会室)

※吉田方地区市民館が改修工事のため、牟呂地域福祉センターに変更しました。
 *混雑しますので、各会場にお越しの際は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いいたします。
 *混雑状況により受付時間が変更となる場合があります。また、申告期限の間際になりますと大変混雑しますので、お早めにご来場ください。

◎個人番号(マイナンバー)の記載・確認について

市民税・県民税の申告書には、あなたの個人番号(マイナンバー)を記載しますので、あなたのマイナンバーカード等(写真がついていない場合は、免許証等の身分証明書も別途必要)のご準備をお願いいたします。なお、配偶者や扶養親族等のマイナンバーカード等の持参は必要ありませんが、申告書に記載できるようメモ等の準備をお願いいたします。

◎申告に必要なもの

- (1) 同封の「令和2年度分 市民税・県民税申告書」と印鑑(認印可)
- (2) 申告者ご本人の所得がわかるもの(給与所得者、公的年金等受給者は源泉徴収票または支払者の証明書など)
- (3) 事業所得者等は収支明細書、その他帳簿書類など
- (4) 医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、障害者などの控除を受ける人は、それぞれの証明書、領収書、手帳など
- (5) 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を受ける場合は、その人の所得がわかるもの
- (6) マイナンバーカード等 ※申告書を郵送で提出する場合は、写しを添付してください。

◎所得から差し引かれる金額 (★確認のため添付または提示が必要な書類)

⑩社会保険料控除
あなたやあなたと生計を一にしている配偶者や親族が負担すべき国民健康保険、介護保険、国民年金などをあなたが支払った場合です。
<国民年金> ★証明書、領収書
国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の証明書の添付等が義務付けられています。お問い合わせ先：日本年金機構豊橋年金事務所 ☎(0532)33-4111

⑪小規模企業共済等掛金控除 ★領収書など
小規模企業共済法の規定による小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除きます。)または、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金もしくは心身障害者扶養共済掛金をあなたが支払った場合です。(申告書表面右側⑩欄に支払金額を記入してください。)

⑫生命保険料控除 ★控除証明書など
あなたやあなたの配偶者または親族を受取人とした生命保険料(配当金や割戻金がある場合は差し引いた額)をあなたが支払った場合です。

Table with 4 columns: 新契約(または介護医療保険料) 支払金額A, 控除額(a), 旧契約 支払金額B, 控除額(b). Rows show various insurance amounts and calculation formulas like A÷2+6,000円.

★新契約は平成24年1月1日以後、旧契約は平成23年12月31日以前に契約したもの

⑬地震保険料控除 ★控除証明書など
<地震保険料>
あなたやあなたと生計を一にしている配偶者や親族が所有する家屋で常時居住の用に供するもの、またはそれらの所有する家財等を保険の目的とし、地震や噴火を原因とする火災等によって生じた損害に対して支払われる場合の保険料または掛金です。
<旧長期損害保険料>
あなたやあなたと生計を一にしている配偶者や親族が所有する家屋や生活用資産(家具、衣類など)を保険の目的とする損害保険契約等または身体の傷害や入院による医療費(医療費控除の対象となるもの)を支払ったことにより保険金が支払われる損害保険契約等の保険料や掛金がある場合です。経過措置として平成18年末までに契約を締結した旧長期損害保険料については、損害保険料控除が適用できます。(ただし、保険期間または共済期間が10年以上で、満期返戻金等がある場合です。)*同一契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の支払いがある場合は、選択によりいずれか一方の控除が受けられます。

Table for earthquake insurance deduction with columns for insurance type and amount. Includes rows for earthquake insurance, old long-term damage insurance, and combined deduction formulas.

⑭寡婦控除・寡夫控除
<寡婦>
あなたが夫と死別、離婚、生死不明となった後、婚姻せず扶養親族または同一生計の子(総所得金額等：38万円以下)を有する人、またはあなたに扶養親族等がなくても夫と死別、生死不明となった後、婚姻せず合計所得金額が500万円以下の場合です。控除額：26万円
<特別寡婦>
上記の寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、あなたの合計所得金額が500万円以下の場合です。控除額：30万円
<寡夫>
あなたが妻と死別、離婚、生死不明となった後、婚姻せず同一生計の子(総所得金額等：38万円以下)を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合です。控除額：26万円

⑮勤労学生控除 ★学生証または在学証明書
あなたが学生、生徒で合計所得金額が65万円以下、かつ、勤労によらない所得が10万円以下の場合です。控除額：26万円

⑯障害者控除 ★手帳または証明書
あなたやあなたの同一生計配偶者または扶養親族が、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている場合、または常に就床を要し複雑な介護のいる場合等です。控除額：26万円
<特別障害者>
障害者のうち特に重度の障害がある方(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定の方など) 控除額：30万円
<特別障害者で同居を常況としている人> 控除額：53万円

Table for spousal deduction with columns for spouse status and total income. Rows include '同一生計配偶者' and '控除対象配偶者' with income thresholds.

⑰配偶者控除・同一生計配偶者
あなたが控除対象配偶者を有する場合には、あなたの昨年中の合計所得金額の区分に応じ定められた金額が控除されます。
Table with columns: あなたの合計所得金額, 控除額, 控除対象配偶者, 老人控除対象配偶者. Rows show income brackets from 900万円以下 to 1,000万円超.

◎あなたの配偶者が同一生計配偶者に該当する場合は、「□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックを入れてください。

申告書の書き方

申告書表面

令和2年度分 市民税・県民税申告書
整理番号, 資料番号, 現住所: 豊橋市今橋町1番地, 氏名: 豊橋 一郎, 職業: 豊橋商店, 個人番号: 1:2:3:4:5:6:7:8:9:0:1:2

Table for income and deduction items. Columns include 所得から差し引かれる金額に関する事項 and 所得金額. Rows list items like 国民健康保険, 国民年金, 社会保険, etc.

Table for income and deduction items. Columns include 所得から差し引かれる金額に関する事項 and 所得金額. Rows list items like 事業等, 不動産, 配当, etc.

Table for income and deduction items. Columns include 所得から差し引かれる金額に関する事項 and 所得金額. Rows list items like 雑所得, 総合課税, etc.

Table for income and deduction items. Columns include 所得から差し引かれる金額に関する事項 and 所得金額. Rows list items like 配偶者控除, 扶養控除, etc.

⑱配偶者特別控除
あなたが生計を一にする配偶者を有する場合には、一定の金額を控除します。ただし、以下に該当する場合は、配偶者特別控除を受けることができません。
・配偶者が他の人の扶養親族とされている
・配偶者が青色専従者給与の支払を受けている
・配偶者が事業専従者に該当する
・配偶者の合計所得金額が123万円を超えている
・配偶者が控除対象配偶者に該当する
・あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている

Table for spousal special deduction with columns for spouse total income and your total income. Rows show income brackets and corresponding deduction amounts.

申告書裏面

Table for gifts and income details. Columns include 6 給与所得の内訳 and 7 事業・不動産所得に関する事項. Rows show monthly income and business/real estate income.

Table for income and deduction items. Columns include 8 配当所得に関する事項 and 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項. Rows show dividend income and miscellaneous income.

Table for total income and tax items. Columns include 10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項 and 11 事業専従者に関する事項. Rows show total income and business-related items.

Table for business-related items. Columns include 12 別居の扶養親族等に関する事項 and 13 寄附金に関する事項. Rows show non-resident dependents and donations.

Table for business-related items. Columns include 14 事業税に関する事項 and 15 配当割戻又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項. Rows show business tax and dividend/stock transfer items.

Table for business-related items. Columns include 16 特別徴収されている上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について and 17 寄附金に関する事項. Rows show special collection and donations.

⑲扶養控除
あなたと生計を一にする親族(配偶者を除く)で、合計所得金額が38万円以下の場合です。ただし、専従者とした人は控除を受けられません。
<一般扶養親族(下記以外の人)> 控除額：33万円
<特定扶養親族> 年齢19歳以上23歳未満(平成9年1月2日から平成13年1月1日以前に生まれた人) 控除額：45万円
<老人扶養親族> 年齢70歳以上(昭和25年1月1日以前に生まれた人) 控除額：38万円
<同居老親等> 老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人 控除額：45万円
<16歳未満の扶養親族> 平成16年1月2日以降に生まれた人 控除額：0円

⑳雑損控除 ★証明書、領収書
あなたやあなたと生計を一にしている配偶者や親族の資産について、災害や盗難などにより損害を受けた場合です。ただし、保険金などで補填される金額は除きます。
(上図A-上図B)-総所得金額×10%または、(A-B)のうち災害関連支出額-5万円のいずれか高い方の金額

㉑医療費控除(次のいずれか一方を選択)
★医療費控除の明細書など
あなたやあなたと生計を一にしている配偶者や親族の入院費、治療費、治療に必要な医薬品の購入費などをあなたが支払った場合です。予防接種等、治療に直接関係のないものは対象外です。
(上図A-上図B)-(10万円または総所得金額×5%のいずれか低い金額) (控除限度額:200万円)
<医療費控除の特例> ★医療費控除の特例の明細書および検診結果通知書など
あなたやあなたと生計を一にしている配偶者や親族のために、特定一般用医薬品等購入費(医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できる医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費)を支払った場合です。あなたが医師の関与がある検診等を受けていることが要件となります。*上図Cを「特定一般用医薬品等購入費」に読み替えてください。また、申告書表面右側㉑欄の区分に「1」と記入してください。
(上図A-上図B)-12,000円 (控除限度額：88,000円)

㉒専従者控除(11 事業専従者に関する事項)
<専従者>
あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、昨年中に6か月を超える期間、あなたの事業に従事した方をいいます。
<控除額>
①事業専従者控除額(Aイのうち低い方の金額)
ア. 配偶者86万円、その他の親族50万円
イ. 事業に係る所得金額÷(事業専従者の数+1)
②青色専従者給与額(税務署に届出が必要)
*専従者控除を受けた人は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を同時に受けられません。

㉓寄附金税額控除(13 寄附金に関する事項)
★寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など
「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」、「愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額・寄附先を記入してください。
「条例指定分」の「豊橋市」、「愛知県」の各欄には、豊橋市、愛知県の条例で指定された法人へ寄附した場合に、それぞれ寄附した金額・寄附先を記入してください。

分譲課税に係る所得等のある方は、市民税課に「分譲課税」を請求いただき、あわせて提出してください。

裏面にも記入する欄がありますので注意してください。

医療費控除の特例を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差し引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)